

○湯沢市つくる力売る力向上支援事業補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第47号

改正 平成29年3月31日告示第59号

平成30年3月15日告示第8号

平成31年3月29日告示第55号

令和2年3月31日告示第44号

令和3年6月29日告示第95号

令和3年12月1日告示第131号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、つくる力売る力向上支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経営革新計画の承認 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により策定した計画が、同条第2項の規定により承認されたことをいう。
- (2) ふるさと企業革新計画の認定 湯沢市ふるさと企業革新計画認定事業実施要綱（平成28年湯沢市告示第48号）第2条第1号に規定するふるさと企業革新計画が、同要綱第5条第1項の規定により認定されたことをいう。
- (3) 新事業活動 法第2条第7項に規定する新事業活動をいう。
- (4) 経営革新計画書 経営革新計画の承認を受けた計画書をいう。
- (5) ふるさと企業革新計画書 ふるさと企業革新計画の認定を受けた計画書をいう。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、湯沢市ふるさと企業振興基本条例（平成27年湯沢市条例第36号）に基づき、中小企業の主体的な努力による持続的な成長を目指した革新的な事業展開に取り組む場合に、商品開発、販路開拓等に要する経費の一部を補助

することにより、市内事業者の競争力ある質の高いものづくり及び流通対策を支援し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、経営革新計画の承認又はふるさと企業革新計画の認定を受けた者で、新事業活動により経営の向上を図り、将来にわたって市の産業振興又は地域活性化のために貢献しようとする者のうち、市内に事業所を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者とししない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業を行おうとする者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者

(3) 市税等を滞納している者

(4) 同一年度において、既に第8条の規定による交付決定を受けた者

(補助対象事業)

第5条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第3条の目的を満たす事業であって、経営革新計画書又はふるさと企業革新計画書に登載されたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この告示の規定による補助金以外の補助金の交付を受けている事業及び過去にこの告示の規定による補助金の交付を受けた事業と同一の事業は、補助対象事業とししない。ただし、既存事業であって新規性を付加する事業又は市長が特に必要があると認めた事業は、この限りでない。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第6条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新商品又は新役務の研究開発（以下「新商品開発等」という。）及び販路拡大のための取組に不可欠な経費のうち、別表第1左欄に定めるものとし、補助対象経費の内訳は、別表第2に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、別表第1右欄のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、経営革新計画書又はふるさと企業革新計画書の計画期間中（以下「計画期間中」という。）、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請額算定調書（規則様式第1号別紙1）
- (2) 事業予算書（規則様式第1号別紙2）
- (3) つくる力売る力向上支援事業補助金事業計画書（様式第1号）
- (4) 経営革新計画書の写し又はふるさと企業革新計画書の写し
- (5) 法人においては直近2期分の決算書の写し、個人においては直近2年度分の確定申告書（収支内訳書又は青色申告決算書を含む。）の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の補助金の交付を申請するに当たって、申請者が消費税課税事業者の場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものは、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金交付の審査に当たり、申請者の意見を聴取することができる。
- 3 市長は、第1項の交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 市長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、規則第14条第1項に規定する実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等精算額算出調書（規則様式第8号別紙3）
- (2) 事業精算書（規則様式第8号別紙4）
- (3) つくる力売る力向上支援事業補助金事業実施調書（様式第2号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
(概算払)

第10条 補助金は、補助対象事業の遂行上必要と認められるときは、交付決定額の10分の8以内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、つくる力売る力向上支援事業補助金概算払申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(事業の継続)

第11条 補助事業者は、補助金申請日の属する年度の翌年度以降、補助対象事業を実施する必要がある場合は、計画期間中1回に限り第7条の規定による申請をすることができる。この場合において、補助金の額は、別表第1右欄のただし書のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(物品等の管理)

第12条 補助事業者は、補助金の交付により取得した物品等については、その管理状況を明らかにし、物品台帳を整備し、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 市長は、物品等の維持管理について、必要に応じ監査、指導を行い、改善勧告することができる。

(補助事業の報告等)

第13条 市長は、補助事業者に対して、補助事業の実施年度の翌年度から3年間、補助事業に係る事業操業状況、進捗状況等について報告を求め、又は調査することができる。

(その他)

第14条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和7年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日告示第59号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月15日告示第8号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第55号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成31年3月29日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第44号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月29日告示第95号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、改正前の告示に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和3年12月1日告示第131号)

この告示は、令和3年12月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

補助対象経費	補助金額
研究開発費、広告宣伝費、旅費交通費、通信運搬費、支払手数料、外注費、賃借料及び雑費。ただし、外注費については、補助対象経費の総額の1/2以内の額を上限とする。	補助対象経費の総額の2/3以内の額とし、100万円を上限とする。ただし、2回目の申請においては、補助対象経費の総額の1/2以内の額とし、50万円を上限とする。

別表第2 (第6条関係)

経費名	補助対象経費内訳
研究開発費	<p>新商品開発等のために要する経費で、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 助言を受けるために依頼した専門家に対し支払う謝金、旅費等</p> <p>(2) 試作品の開発に必要な原材料の購入費</p> <p>(3) 工具器具備品の購入費</p>
広告宣伝費	<p>販路開拓のために要する経費で、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) パンフレット、動画、写真等の広告媒体の制作費用</p> <p>(2) 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、ウェブメディア等の広告媒体への広告掲載費用</p> <p>(3) 展示会等への出展費用</p>
旅費交通費	<p>新商品開発等又は販路開拓のための旅行に要する経費で、視察、調査、展示会等への参加等に要する交通費、宿泊費等をいい、1回の旅行につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。</p> <p>(1) 国内旅行 1人当たり4万円、総額12万円</p> <p>(2) アジア地域への海外旅行 1人当たり10万円、総額20万円</p> <p>(3) 前号の地域以外への海外旅行 1人当たり15万円、総額30万円</p>
通信運搬費	<p>新商品開発等又は販路開拓に要する経費で、試作品、広告媒体等を移送するための郵送料、運搬料等をいう。</p>
支払手数料	<p>新商品開発等又は販路開拓に要する経費で、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 新商品等の開発成果の事業化に当たり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用、翻訳料等</p> <p>(2) 販路開拓に要する通訳料、翻訳料等</p>
外注費	<p>新商品開発等又は販路開拓に要する経費で、加工、設計、デザイン、検査等を外部の事業者が発注する場合に生ずる経費をいう。</p>
賃借料	<p>新商品開発等又は販路開拓に要する経費で、次に掲げるものをいう。</p>

(1) 容易に移動できる装置機械装置、プレハブ等の構築物等の借上げに要する経費

(2) 展示会、イベント等を開催する場合において、会場、備品、車両等の借上げに要する経費